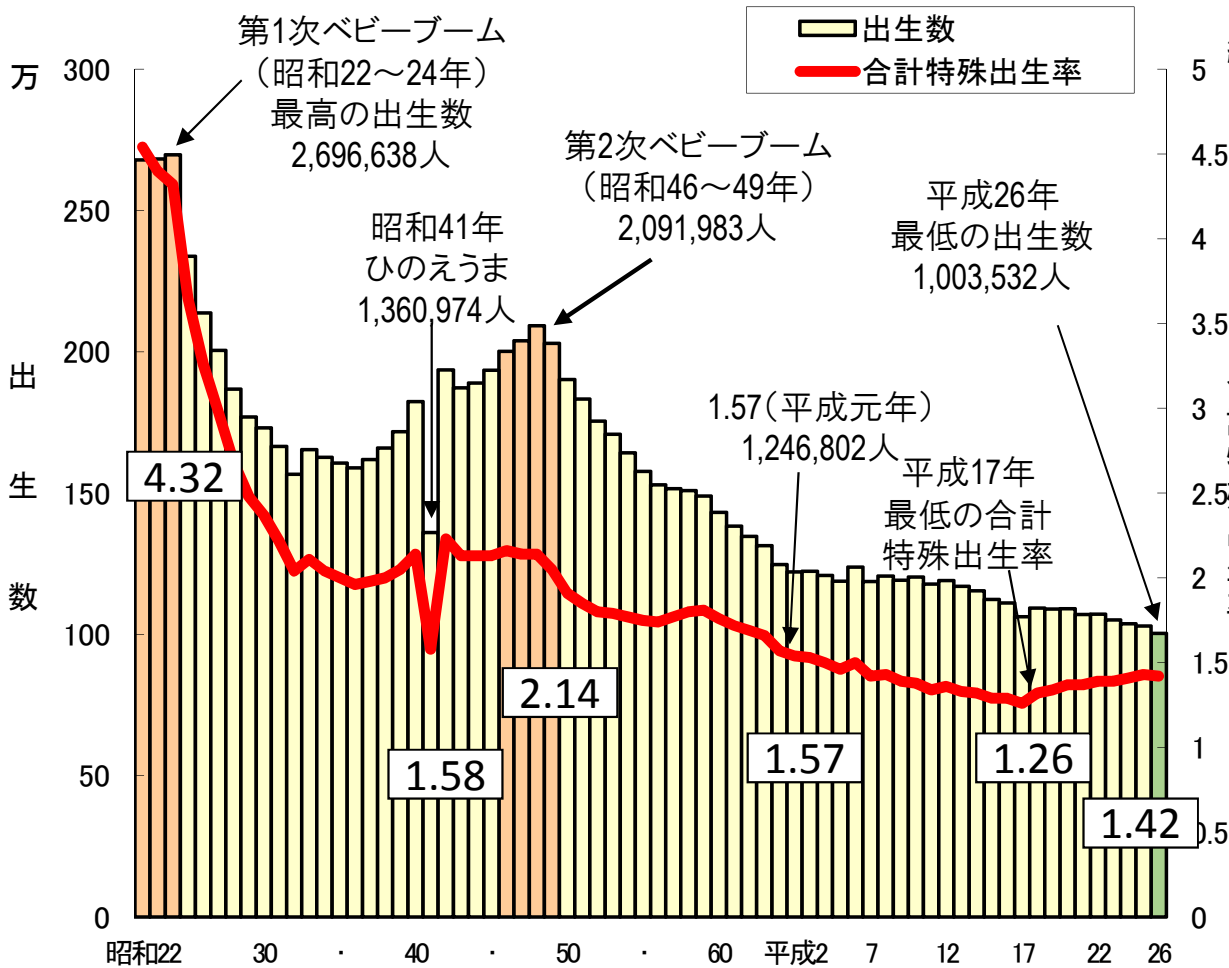


「保護者に対する支援」及び「職員の資質向上」 資料

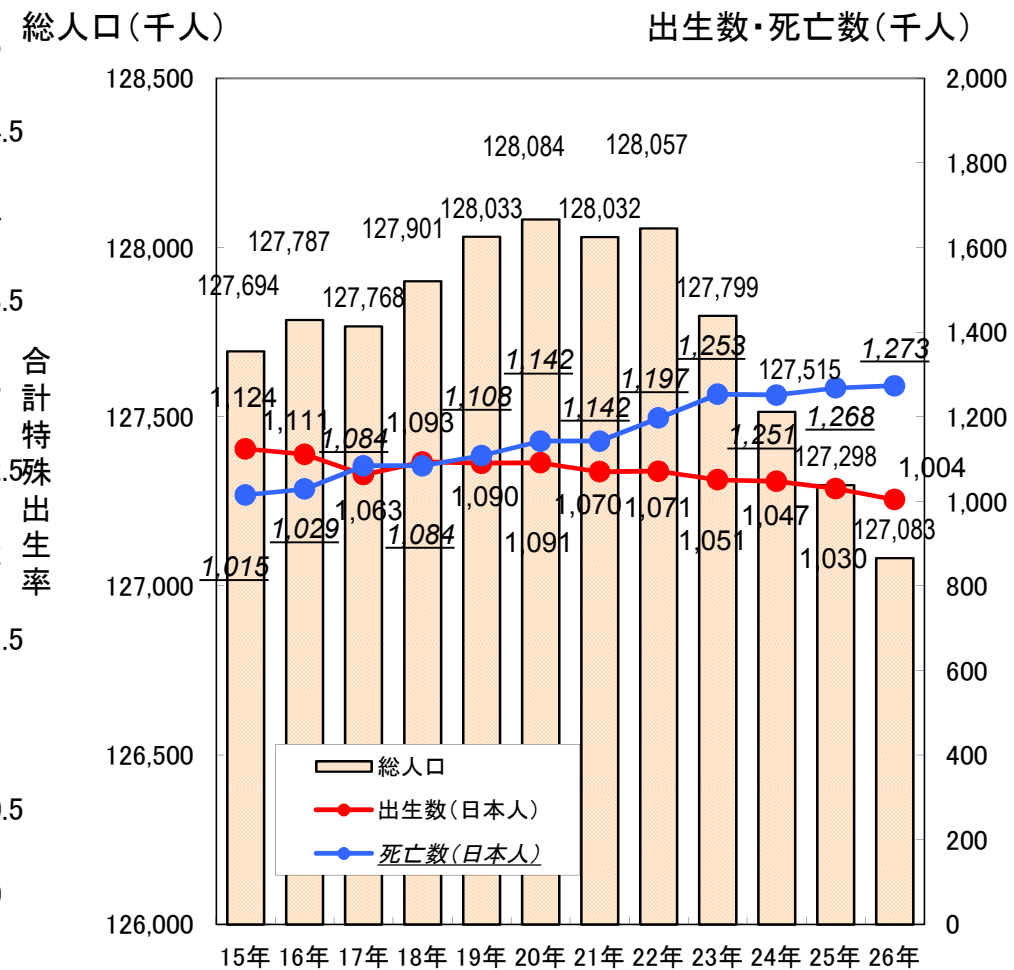
少子化の進行と人口減少社会の到来

○平成26年の出生数は100万3532人。合計特殊出生率は平成17年に1.26を底としてやや持ち直しの傾向が見られていたが、1.42と9年ぶりに低下。

○平成17年には死亡数が出生数を上回り、我が国の人口は減少局面に入った。



資料：厚生労働省「人口動態統計」、総務省「人口推計」



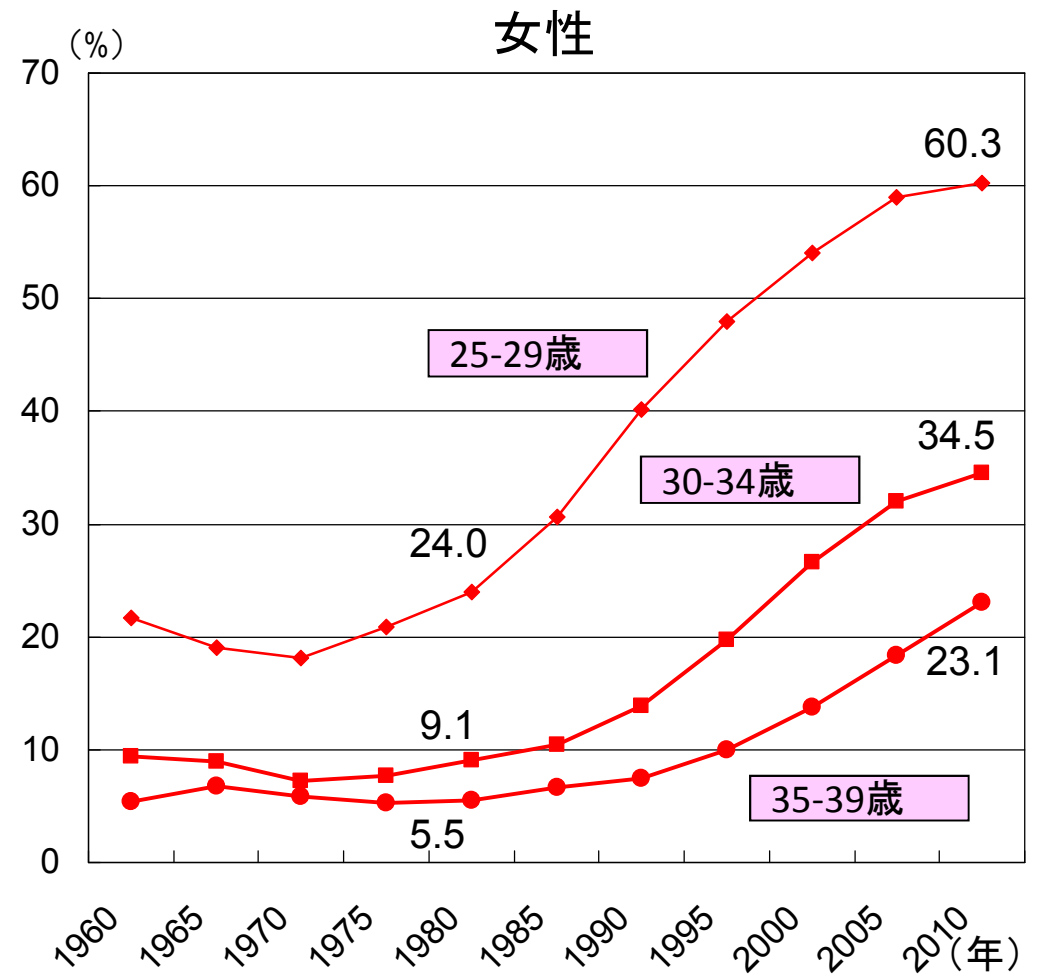
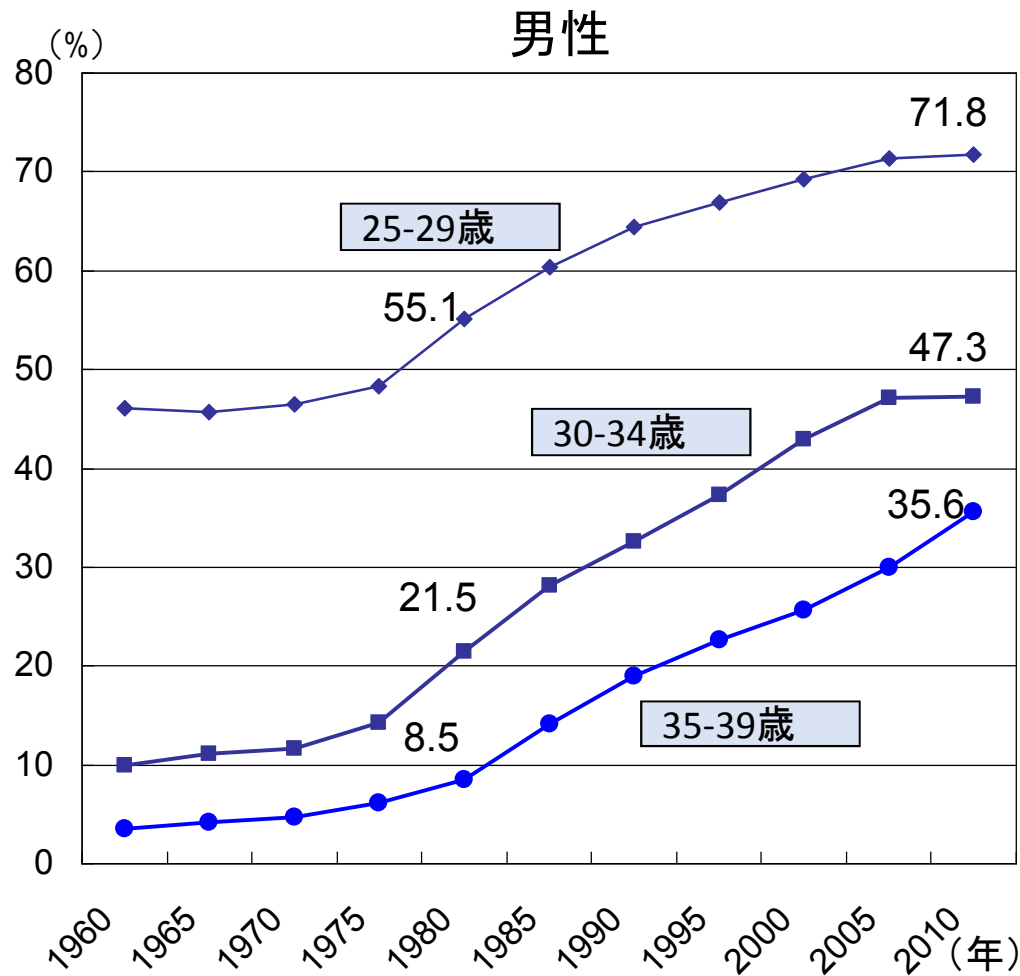
注1：出生数及び死亡数については、日本における日本人の数値

注2：総人口については、日本における外国人を含む。

注3：総人口の増減は、自然増減(出生数及び死亡数)のほか、社会増減(国内外の流入・流出)等を含む。

男女別年齢別未婚率の推移

- 1980年代以降、男女共にすべての年齢層で未婚率が上昇している。
- 男性は、35歳～39歳層でも4割近くが未婚となっている。
- 女性の未婚率は男性よりは低いものの、5人に1人は40歳までに結婚していない。



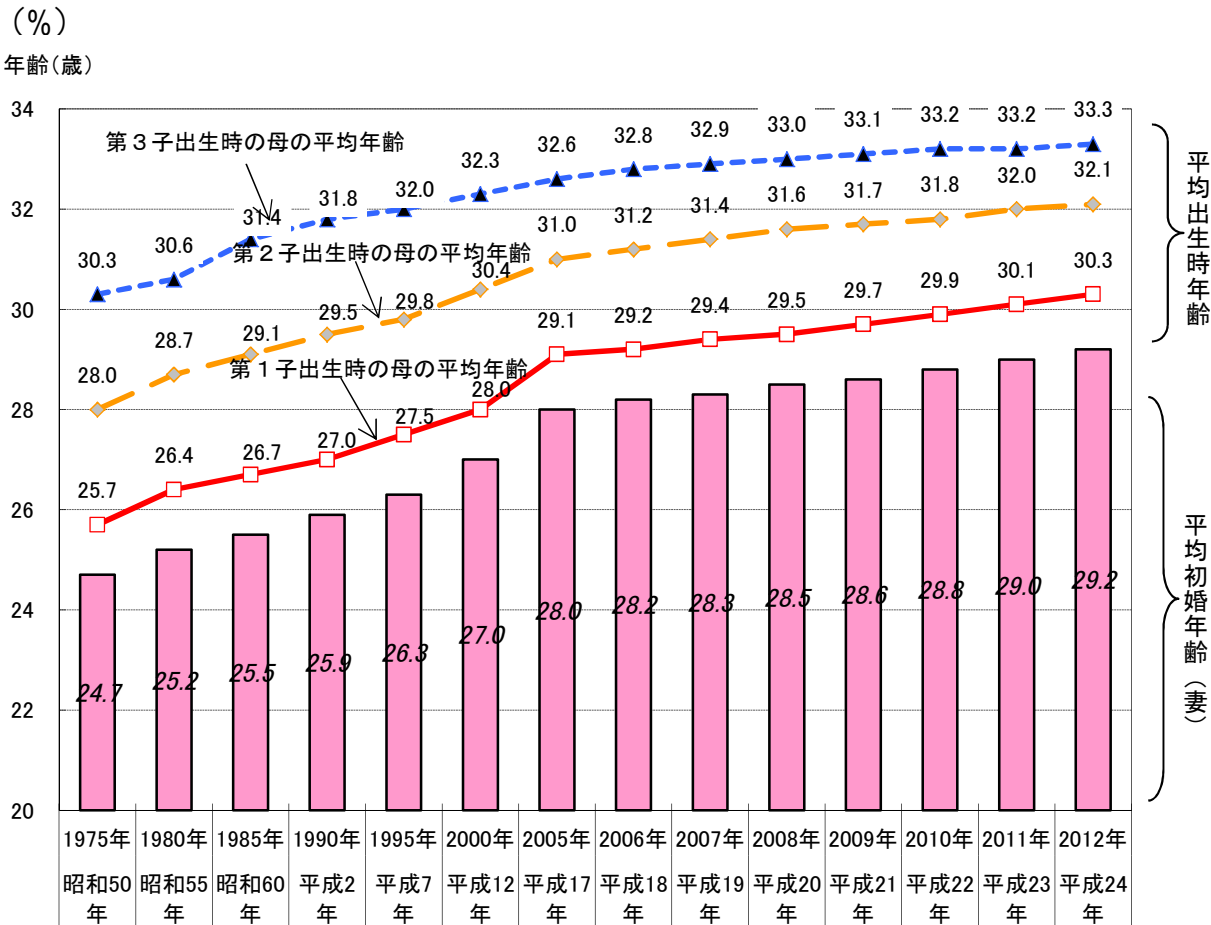
資料出所:総務省「国勢調査」(2010年)
注) 1960年～1970年は沖縄県を含まない

平均初婚年齢等の推移

○未婚率は男女とも依然上昇傾向にあり、晩婚化の進行が継続。

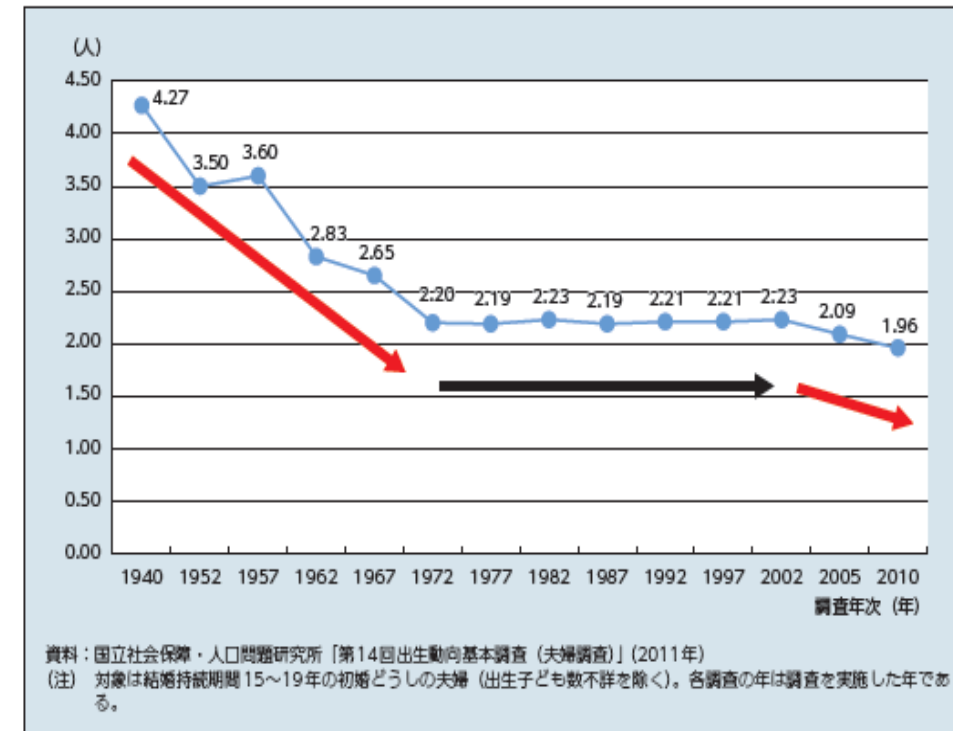
○結婚した夫婦からの出生児数が減少傾向。1960年代生まれ以降の世代では、これまでのように最終的な夫婦出生児数が2人に達しない状況。

○平均初婚年齢、出生順位ごとの母の平均年齢の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○夫婦の完結出生児数(※)

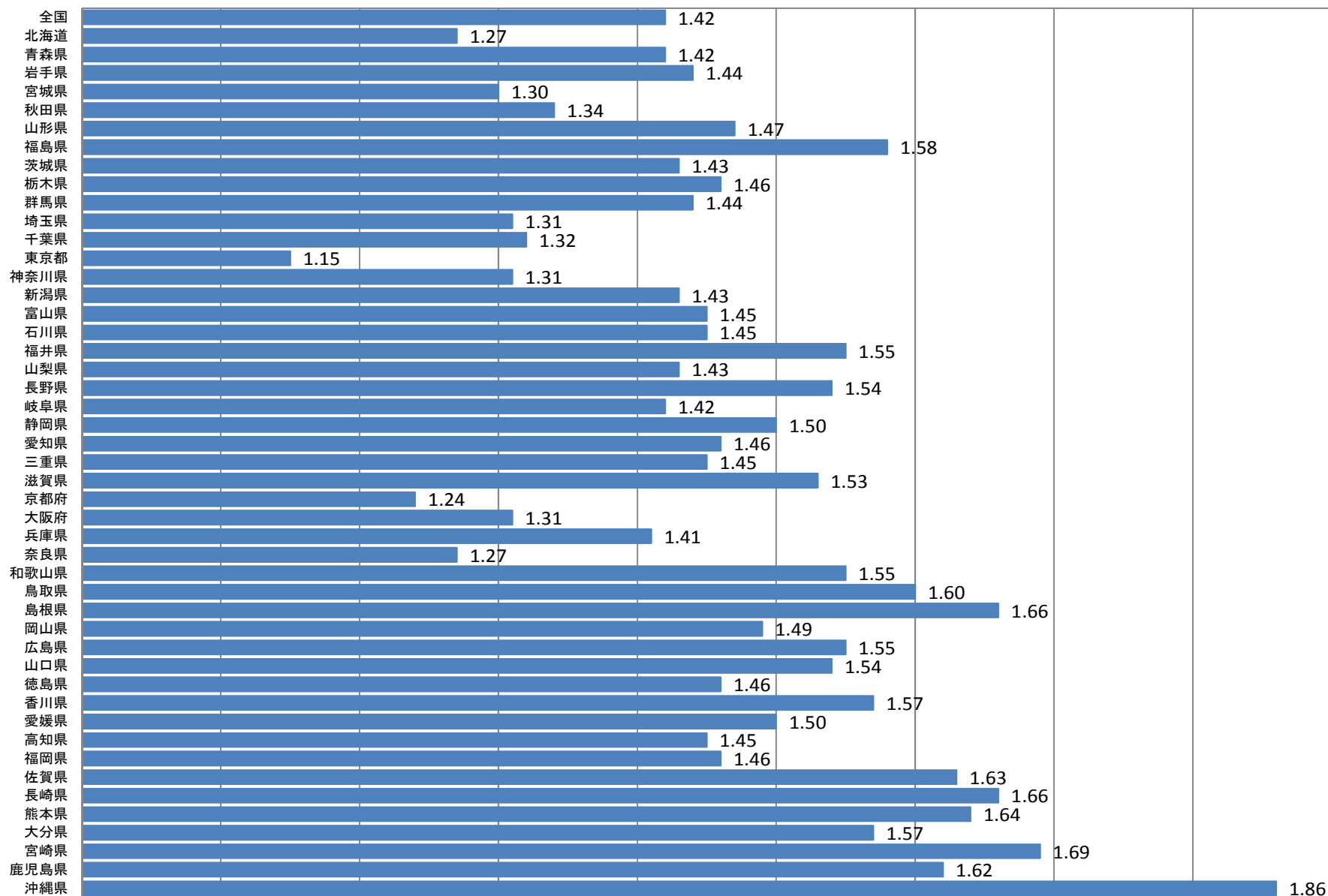


(出典) 平成25年版厚生労働白書

(注) 結婚持続期間(結婚からの経過期間)15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数

都道府県別の出生率(平成26年)

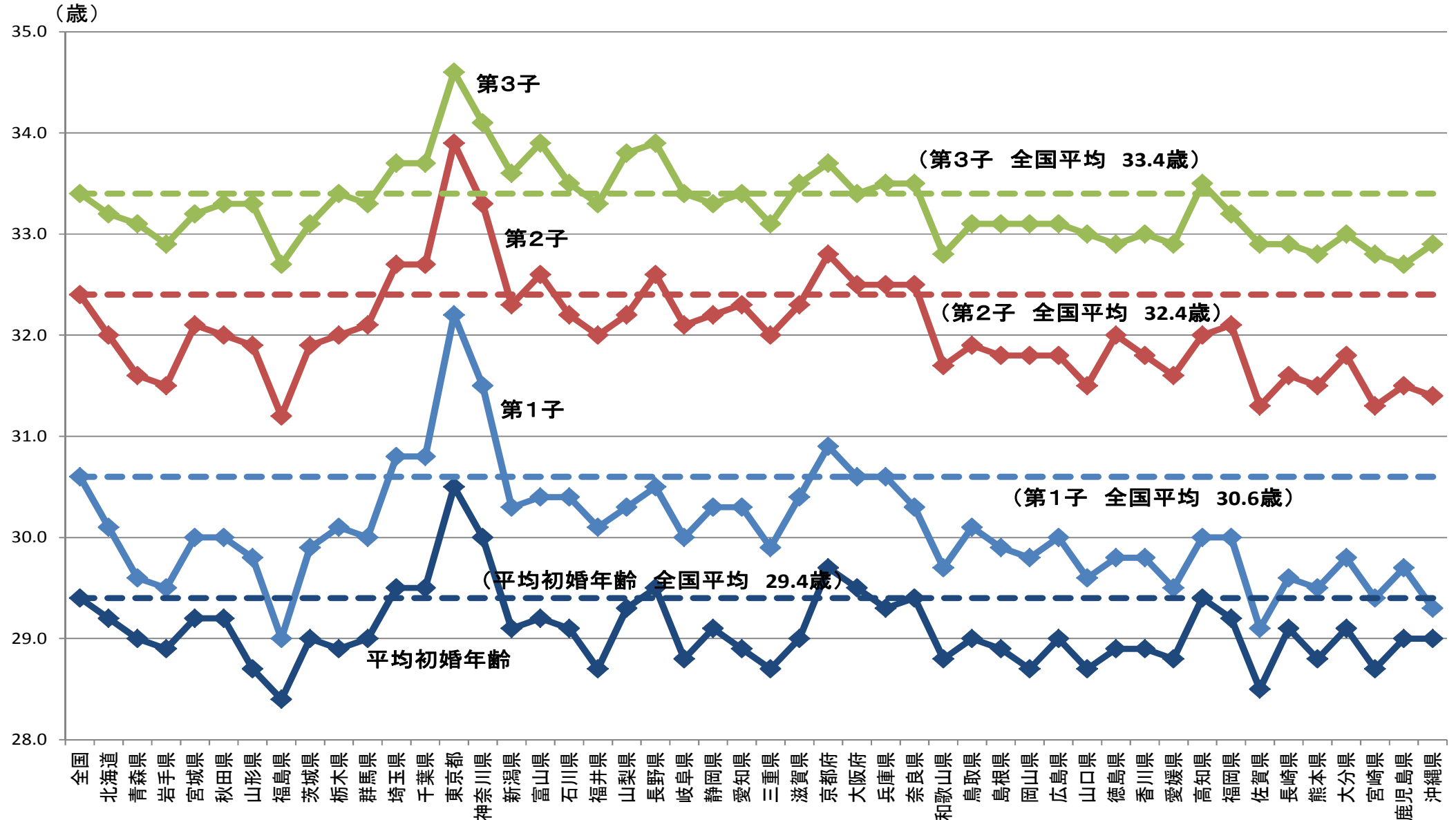
○一都三県(東京、埼玉、千葉及び神奈川)、特に東京の出生率は最も低く(1.15)、最も高いのは沖縄(1.86)であった。



資料:厚生労働省「平成26年 人口動態統計月報年計」

都道府県別の初婚年齢(女性)、出生順位ごとの母の平均年齢(平成26年)

○第1、2、3子の出産年齢は、女性の初婚年齢に影響を受ける。



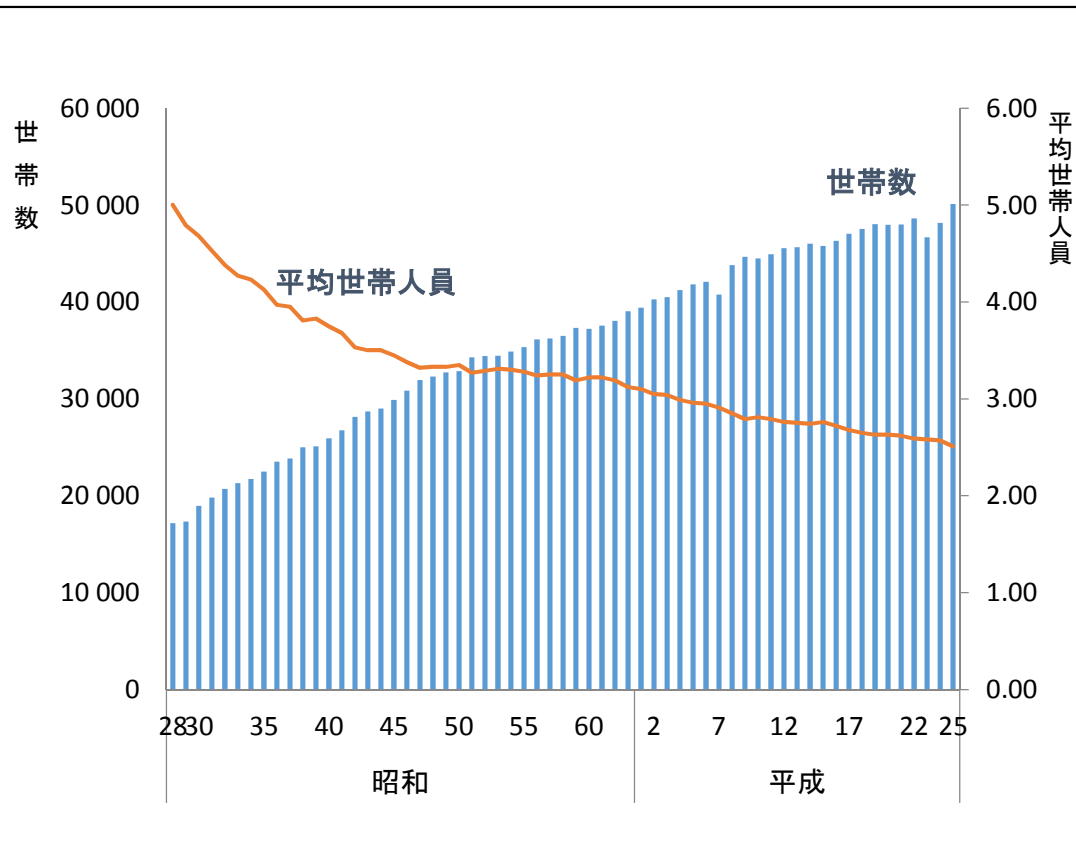
資料:厚生労働省「平成26年 人口動態統計月報年計」

注: 出生順位(第1子、第2子、...)とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

世帯の構造と類型

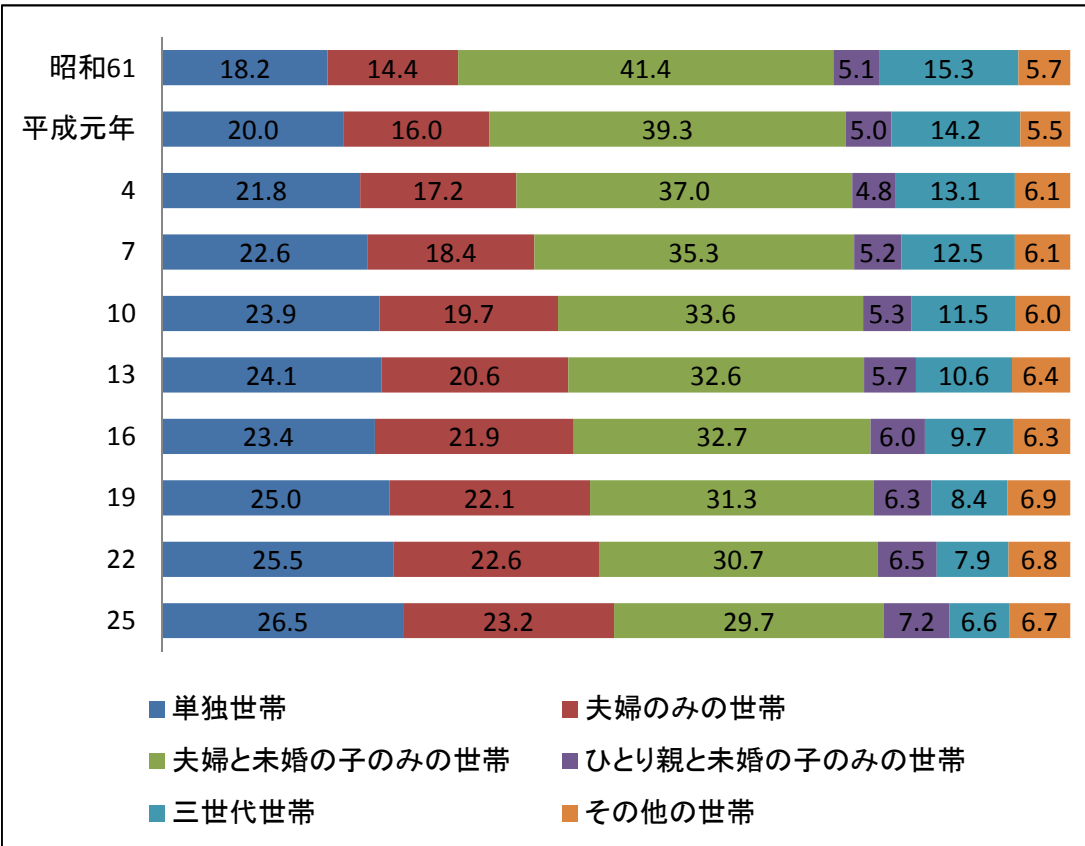
世帯数と平均世帯人員の年次推移

世帯数は、5011万2千世帯で増加傾向。



世帯構造別にみた世帯数の構成割合の年次推移

未婚の子どもがいる世帯が減少傾向。



(出典) 国民生活基礎調査 (厚生労働省大臣官房統計情報部)

注

- 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
- 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

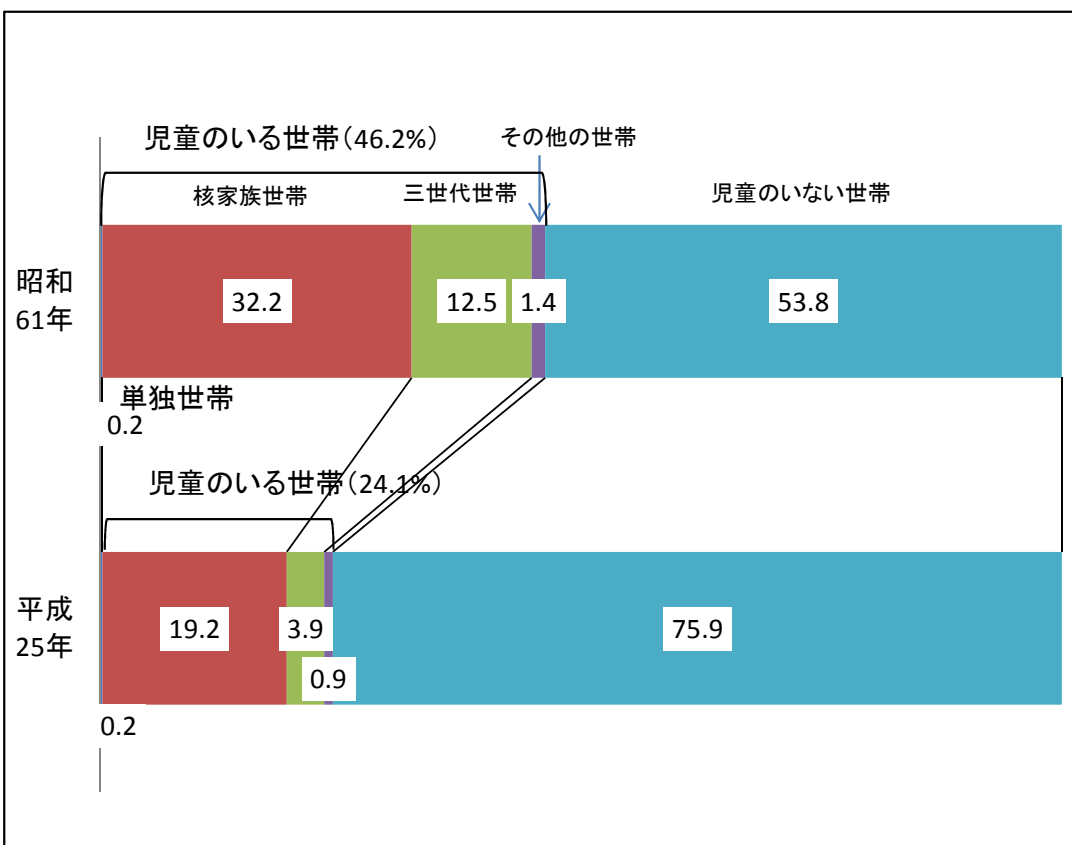
(出典) 国民生活基礎調査 (厚生労働省大臣官房統計情報部)

注：平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

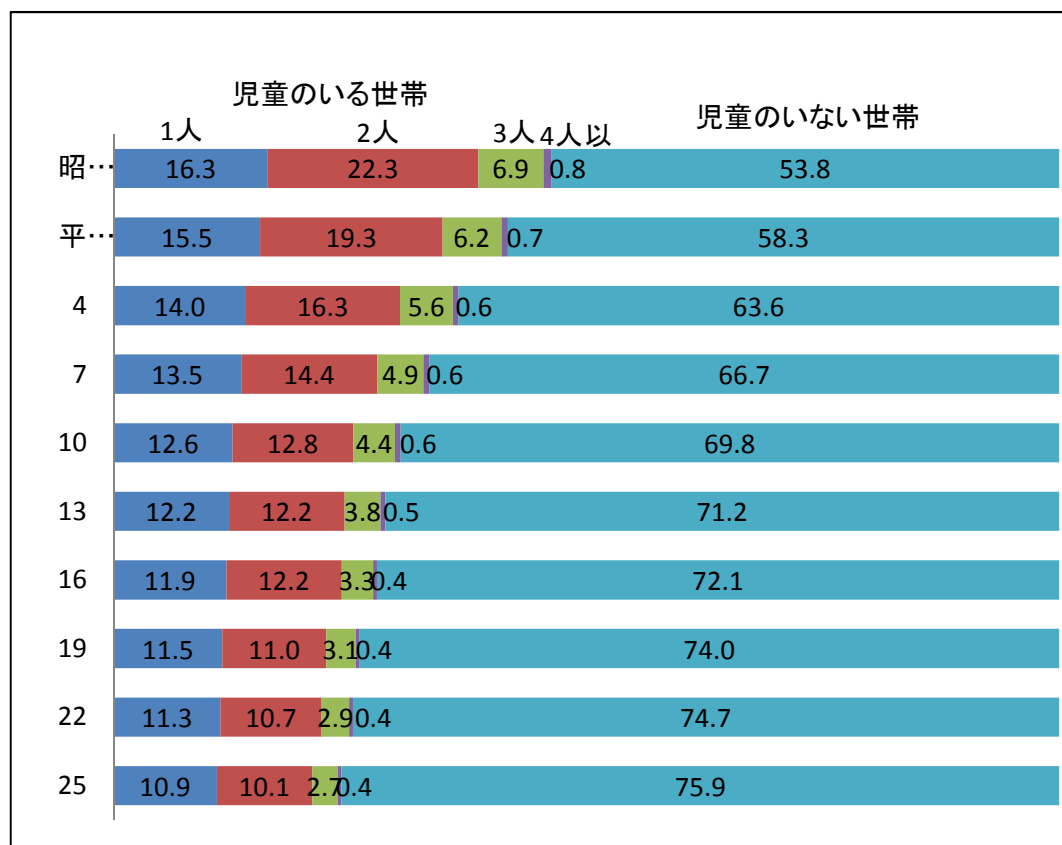
世帯数の構成割合

- ・昭和61年と比べると、児童(18歳未満の子)のいる世帯は46.2%から24.1%に、児童のいない世帯は53.8%から75.9%になっており、児童のいない世帯が増加している。→以前は子育て中の家庭が半数であったが、現在は、は4人に1人である。
- ・児童のいる世帯は、核家族化が進み、祖父母と暮らす三世代世帯も減少している。
⇒子育てを家族内でサポートする体制が弱くなってきている。

児童の有無別にみた世帯構造別世帯数の構成割合



児童の有無及び児童数別にみた世帯数の構成割合



(出典) 国民生活基礎調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)
※「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

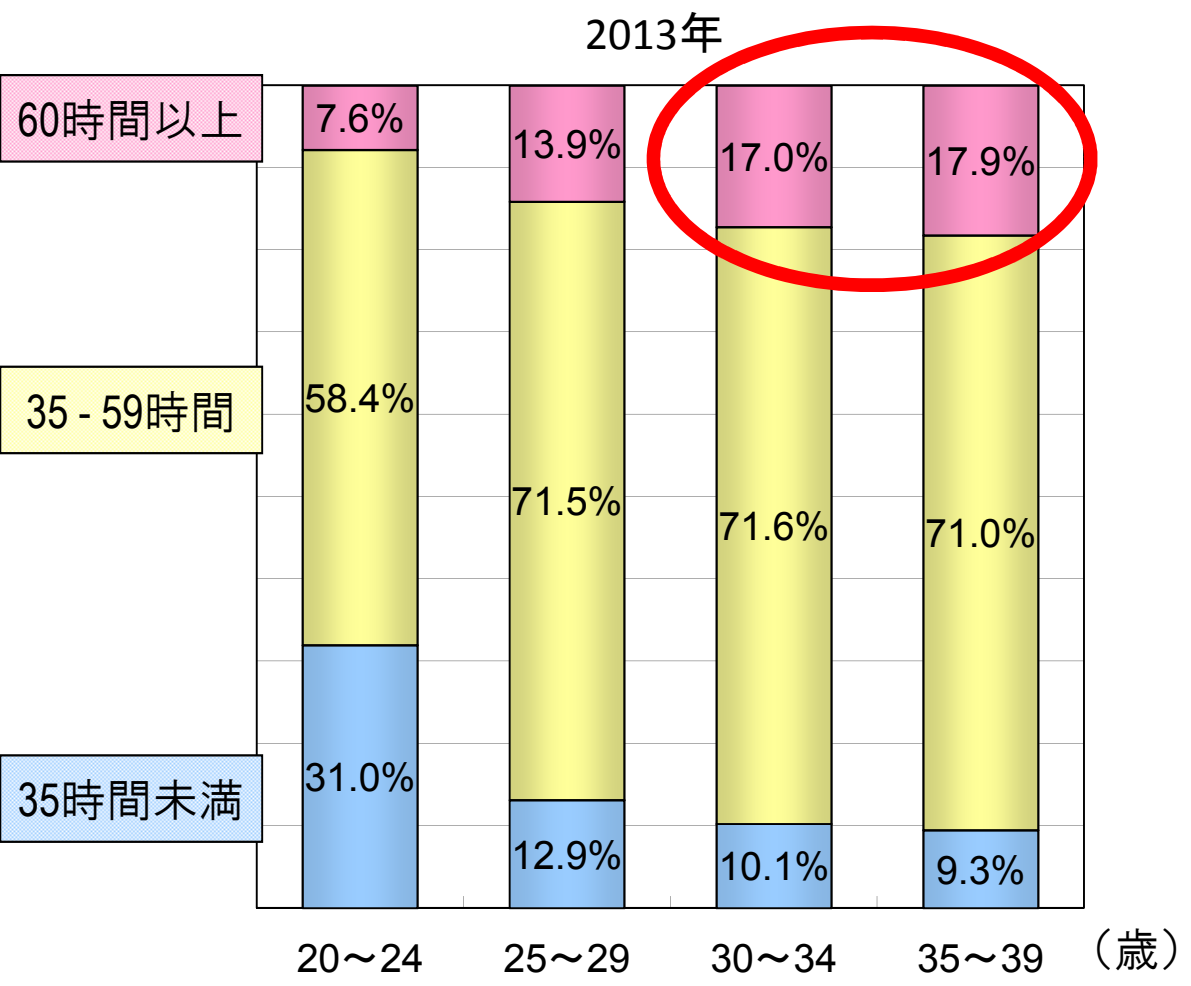
(出典) 国民生活基礎調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)
注1: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。
注2: 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。

結婚や出産をとりまく状況

子育て世代の男性の長時間労働

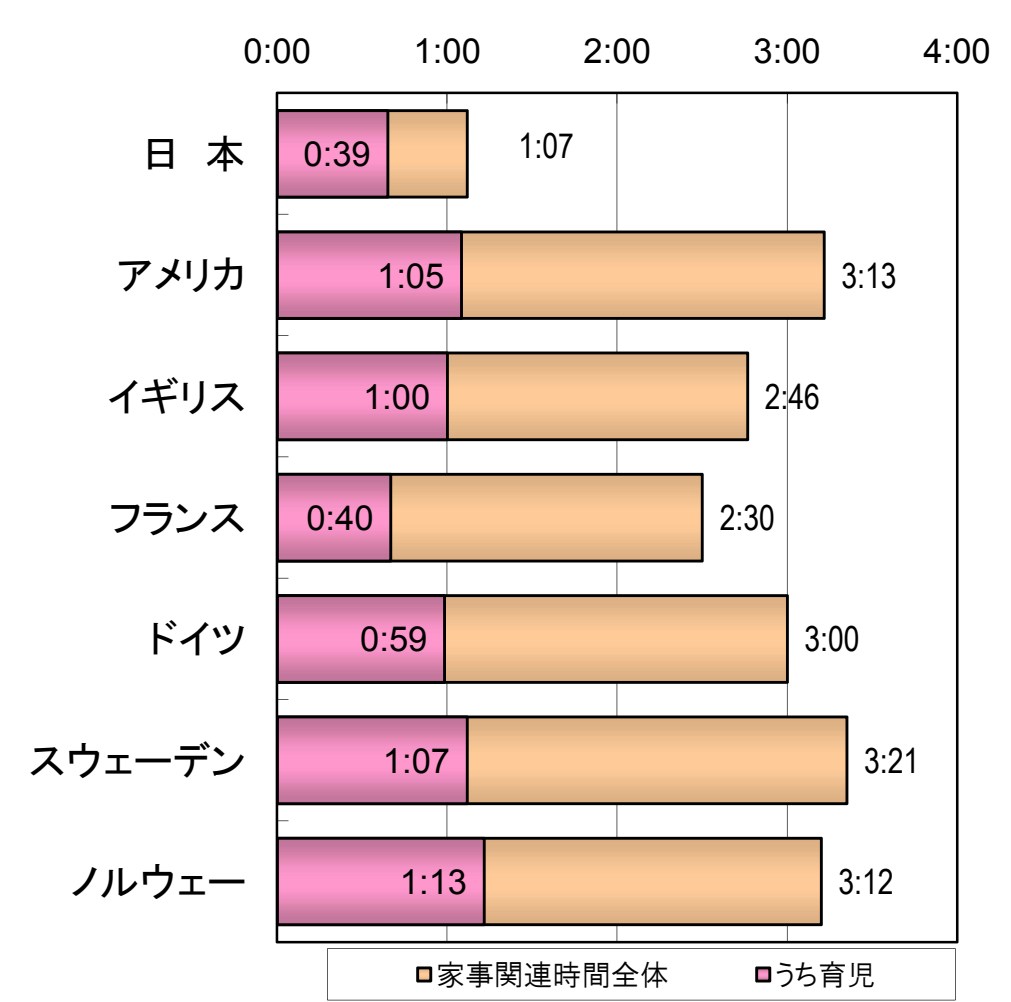
○ 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準。
○ 子育て期にある30歳代男性の約6人に1人は週60時間以上就業。父親の育児参加を妨げている「働き方の改革」が急務となっている。

男性就業者（非農林業）の1週間の就業時間



資料:総務省「労働力調査」(平成25年)

6歳未満児をもつ男性の家事・育児時間

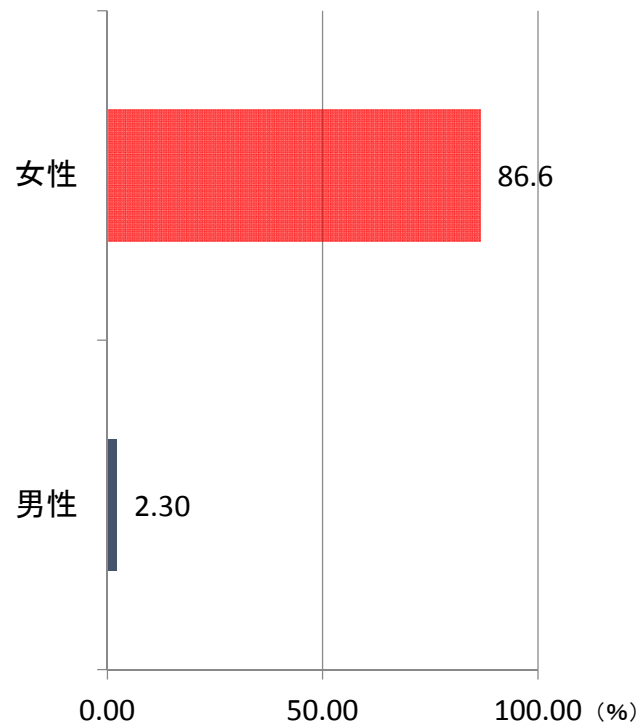


資料:Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”(2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “America Time-Use Survey Summary”(2006)、総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

男性の育児・家事への参加

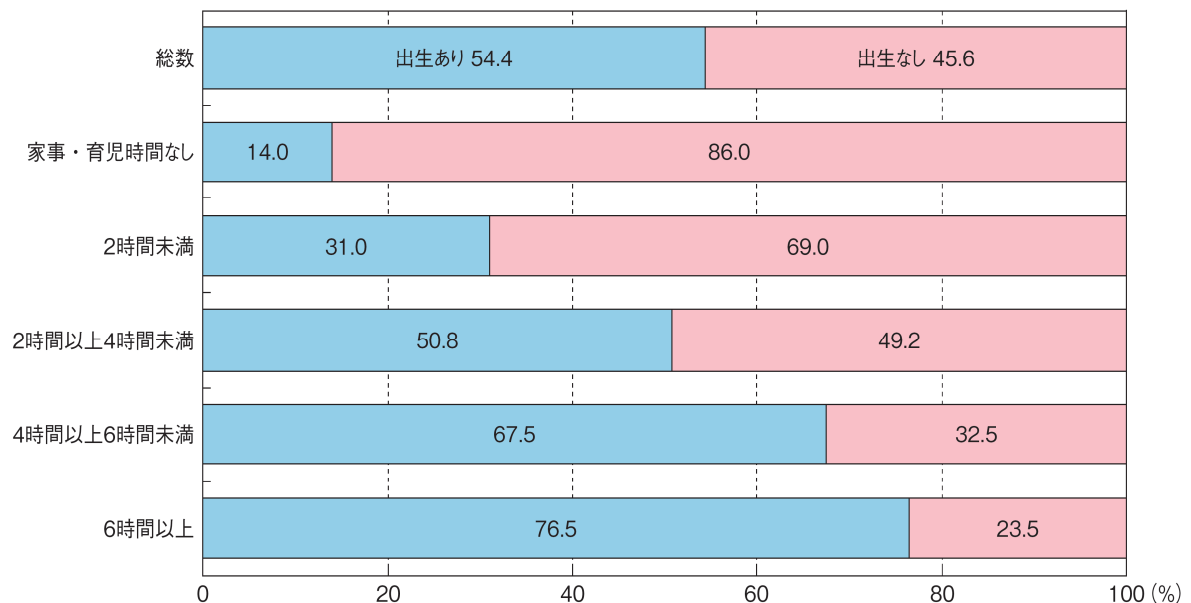
- 我が国の男性の家事・育児に費やす時間は国際的に低い水準。
- 男性の育休取得率は2%台。子育て期にある30歳代男性の約6人に1人は週60時間以上就業。こうした働き方に関わる問題が男性の育児参加を妨げる要因になっていると考えられる。

男女の育休取得率



資料出所: 厚生労働省「雇用均等基本調査」(平成26年度)

子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみた、この10年間の第2子以降の出生の状況



出典: 厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査」(調査年月: 2012年11月) より内閣府作成。

注: 1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第11回調査まで双方が回答した夫婦

②第1回調査時に独身で第10回調査までの間に結婚し、結婚後第11回調査まで双方が回答した夫婦

③出生前調査時に、子供1人以上ありの夫婦

2. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第10回調査時の状況である。

3. 10年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

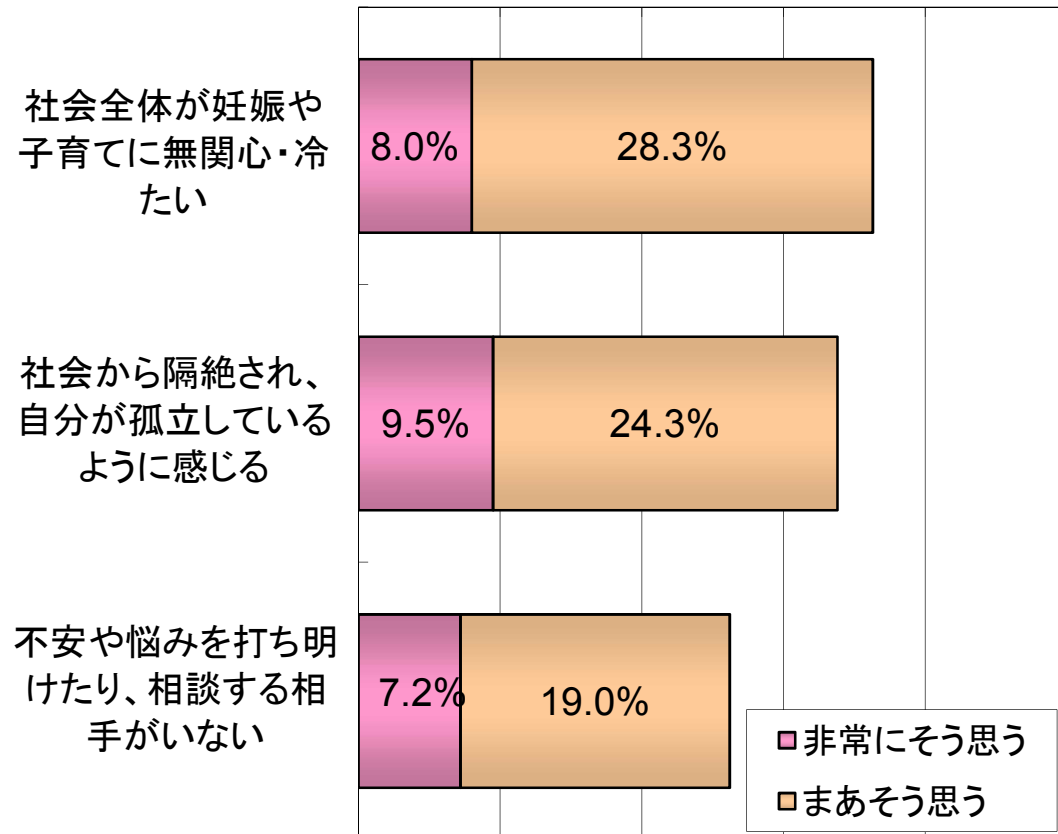
4. 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

結婚や出産をとりまく状況（子育ての孤立化と負担感の増加）

- 地域のつながりが希薄化するとともに、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。
- 保育サービス等の就労を支えるサービスだけでなく、就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭を支える取組が必要。

妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親の周囲や世間の人々に対する意識

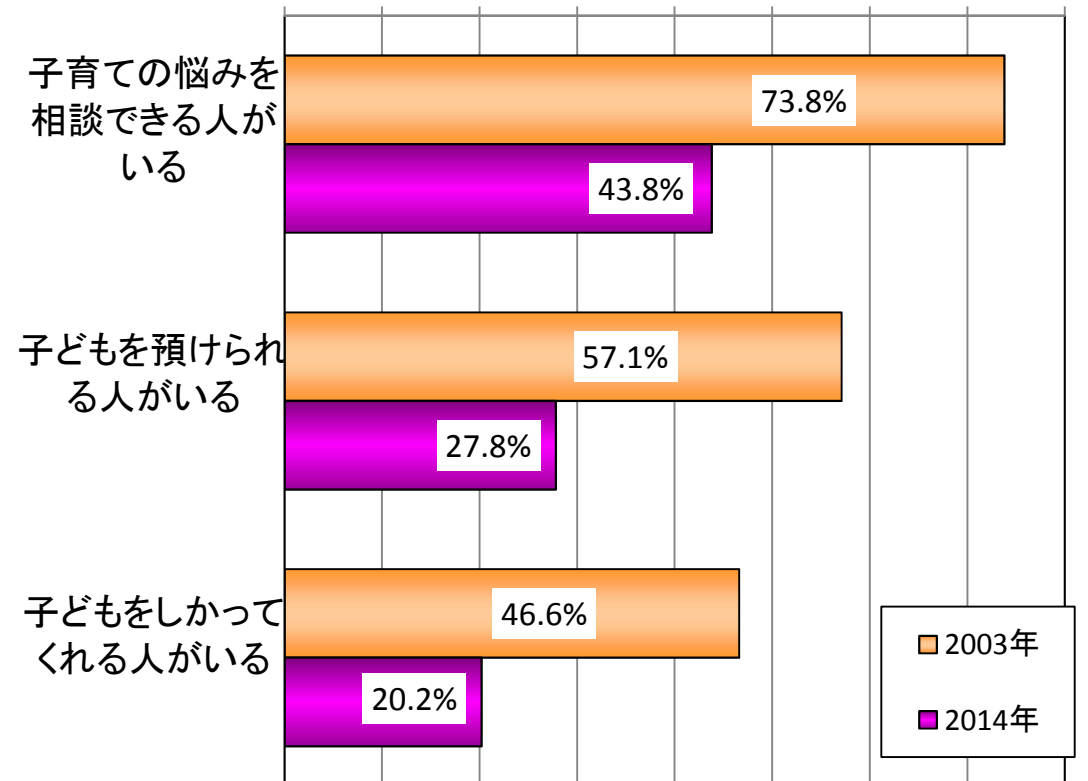
0% 10% 20% 30% 40% 50%



資料：財団法人こども未来財団「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」(2011年)

地域の中での子どもを通じたつきあい

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80%



資料：(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

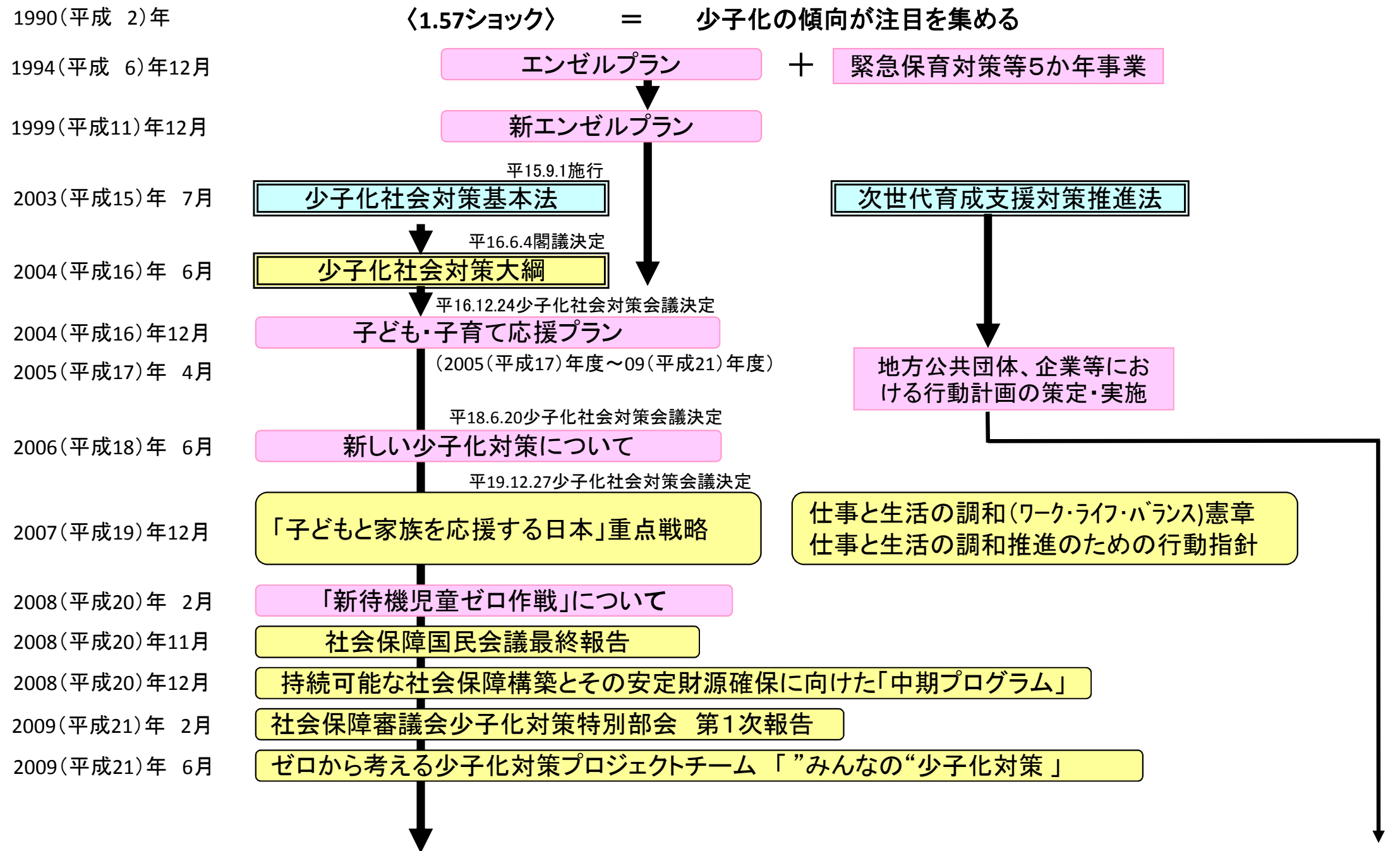
「理想こども数」別の「理想の子どもを持たない理由」

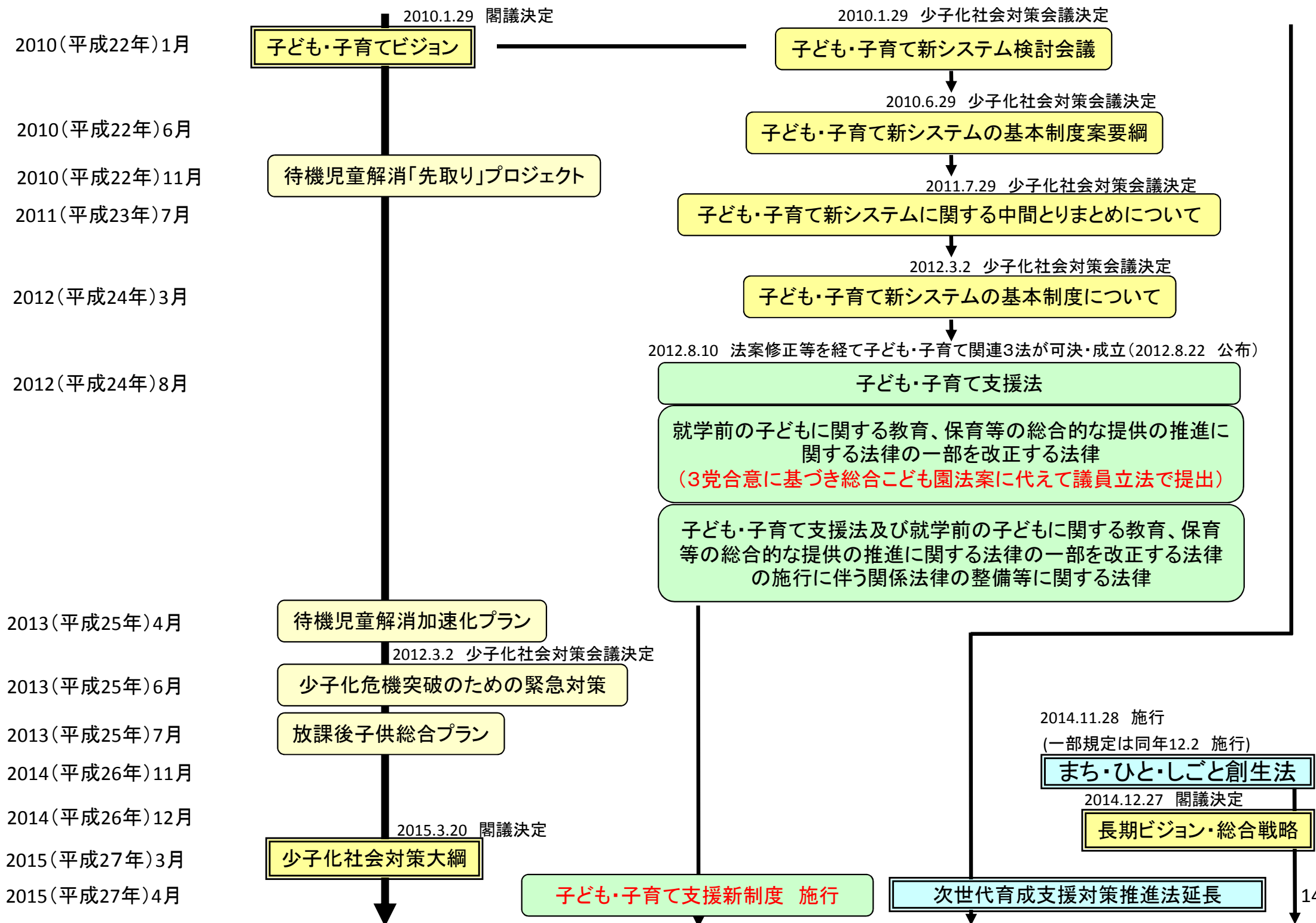
(複数回答)

理想こども数 下回る組み合わせ	理想こども数 下回る夫婦の内訳 (集計客体数)	理想の子ども数を持たない理由											
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		子育てや教育にお金がかかる	自分の仕事への支えや家の狭いから	業に差し支えるから	高齢で生むのはいや	欲がいけれどもできない	健康上の理由から	これ以上、育児に耐えられない	夫が得られ、育児への協力	退職からで、人としての定年	夫が望まないから	社会環境ではびいからつ	自分や夫の生活を大
理想1人以上予定0人	4.5% (83)	18.1%	7.2	1.2	41.0	60.2	26.5	1.2	3.6	6.0	4.8	7.2	9.6
理想2人以上予定1人	30.6 (561)	44.0	14.1	0.2	36.7	33.3	23.2	13.9	10.9	5.5	8.4	5.9	4.8
理想3人以上予定2人以上	64.9 (1,191)	71.1	18.7	17.1	34.0	9.8	16.0	20.2	11.4	9.7	7.1	7.9	5.7
総 数	100.0% (1,835)	60.4%	16.8	13.2	35.1	19.3	18.6	17.4	10.9	8.3	7.4	7.2	5.6

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第14 回出生動向基本調査」(夫婦調査)

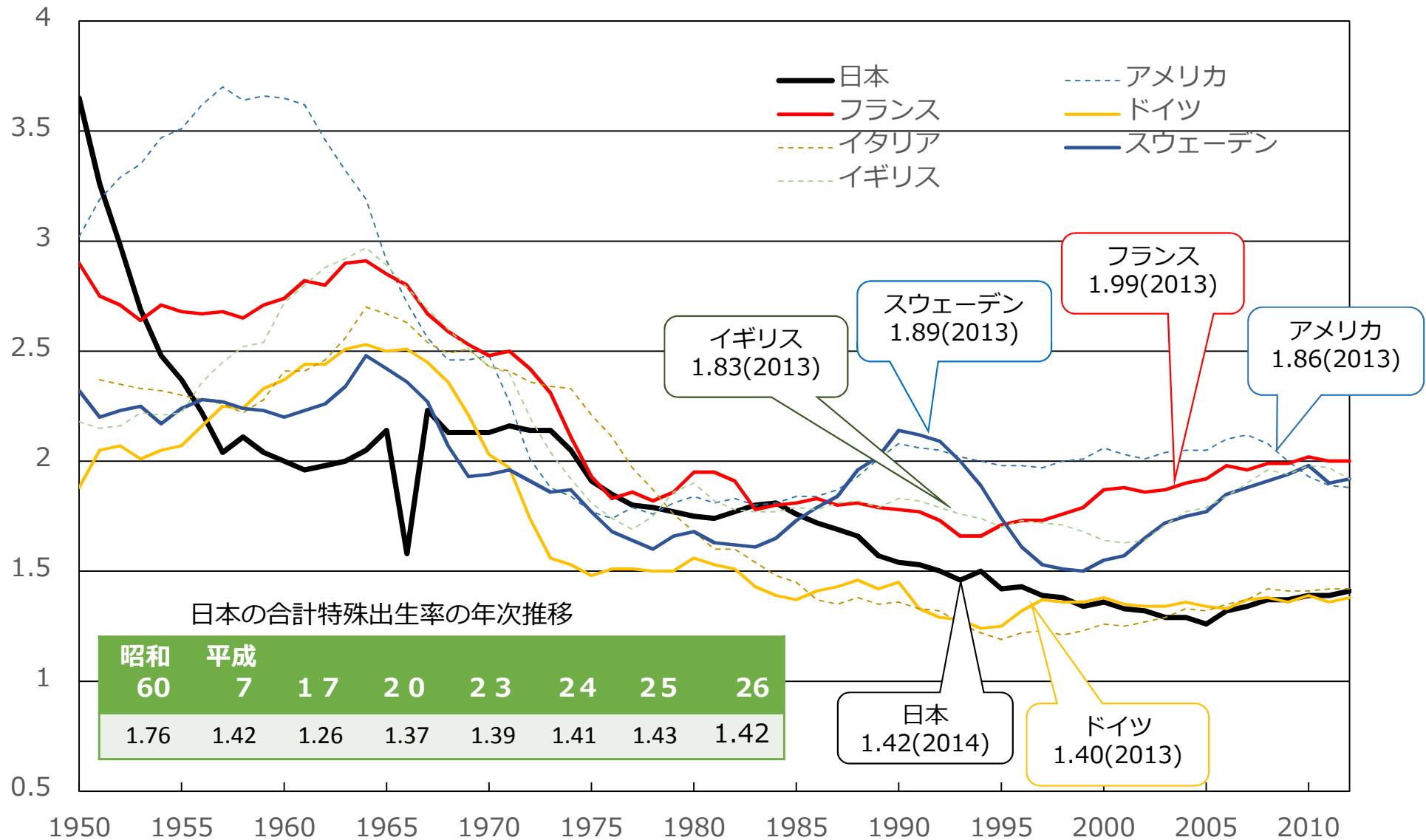
少子化対策の取組（経緯）





諸外国の合計特殊出生率の推移

- 我が国の合計特殊出生率を諸外国と比較すると、ドイツとともに、国際的に見て低い水準。
- フランスやスウェーデンでは、いったん出生率が低下しながらも、その後2前後まで回復。



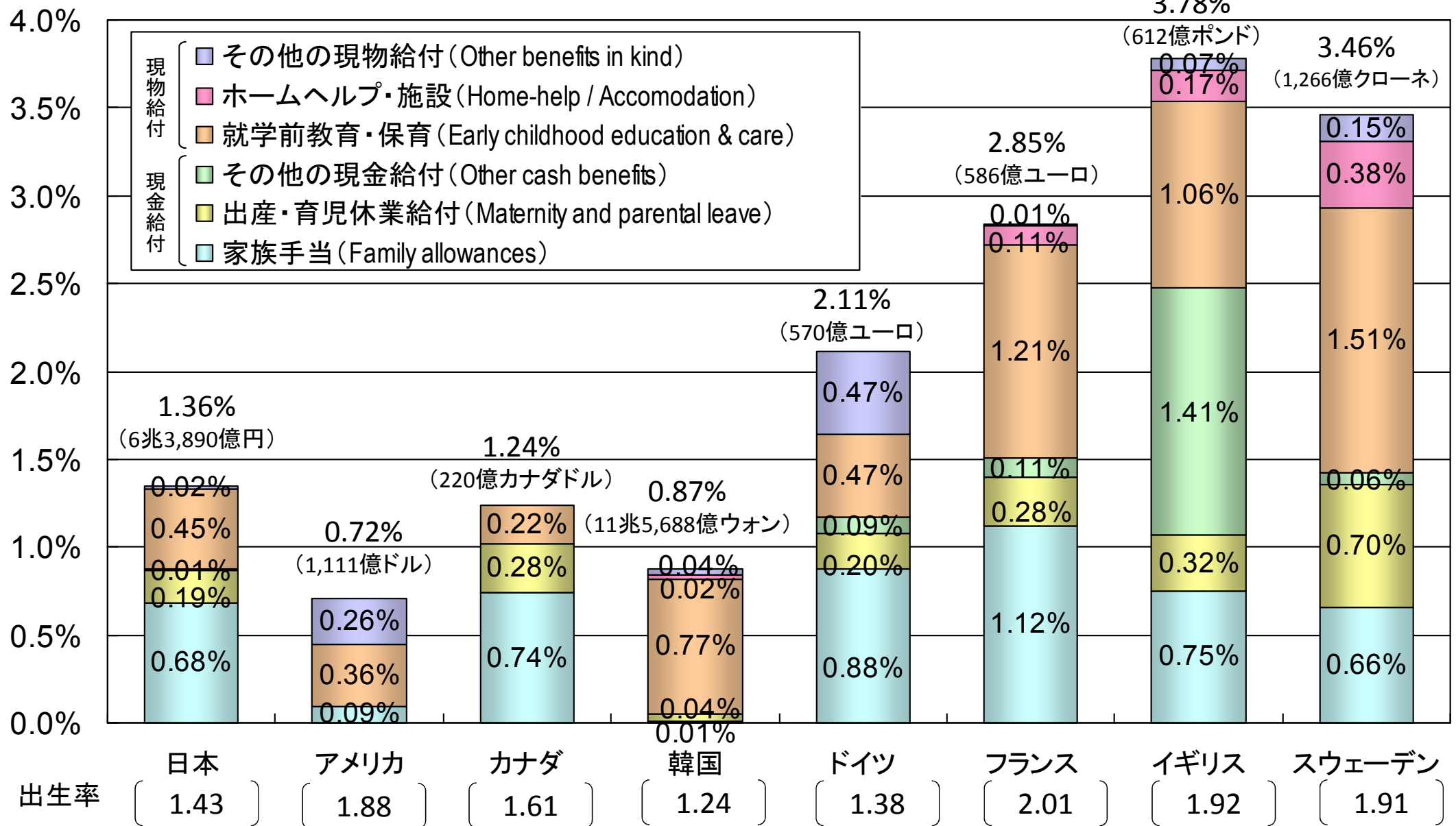
資料：平成26年版「少子化社会対策白書」

(注)：ヨーロッパは、1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook”等、1960年以降はOECD Family database(2013年2月更新版)による。ただし、2012年の英国、イタリア、ドイツは各国の政府統計機関。

アメリカは、1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook”、1960年以降はOECD Family database(2013年2月更新版)による。ただし、2012年はアメリカの政府統計機関。

日本は、1959年までは厚生労働省「人口動態統計」、1960年以降はOECD Family database(2013年2月更新版)による。ただし、2012年は厚生労働省「人口動態統計」。

各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2011年)



※資料: OECD Social Expenditure Database 2015年2月取得データより作成

出生率については、2012年(ただし、日本は2013年。カナダ及び韓国は2011年)の数値
(日本は「人口動態統計」、諸外国は各国政府統計機関による)

保育士資格取得方法

保 育 士 *児童福祉法 第18条の4

登 録 (各都道府県単位) *児童福祉法 第18条の18第1項
(登録者数 1,312,241人 : H27.4.1現在)

指定保育士養成施設 *児童福祉法第18条の6第1号

(1,648,572人
: 26年度末累計)

平成26年度資格取得者
41,851 人

- ・ 大学
262か所
(250か所)
 - ・ 短期大学
240か所
(241か所)
 - ・ 専修学校
136か所
(127か所)
 - ・ その他の施設
3か所
(4か所)
- 計641か所
(622か所)

【27.4.1現在
()内は前年】

保育士試験*児童福祉法 第18条の6第2号 各都道府県, 指定試験機関委託 (*児童福祉法 第18条の9))

(392,467人 : 26年度末時点合格者数累計)

受験者数 55,137人
全科目合格者数 13,774人 (26年度実績)
うち全部免除者数 3,880人

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学(短大含)

2年以上在学
(62単位以上
取得者等)

児童福祉施設

実務経験
5年以上
(高校卒業者
は実務経験
2年以上)

幼稚園教諭 免許状有 (試験一部免除)

知事による 受験資格認定

実務経験※
5年以上
(高校卒業者
は実務経験
2年以上)

※対象施設

- ・ へき地
保育所
- ・ 家庭的保育
- ・ 認可外
保育施設
等

- ・ 平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施
- ・ 平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施 (34単位の履修が必要)
知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加
- ・ 平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加
- ・ 平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えると同時に、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設 (8単位の履修が必要)
- ・ 平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

保育士養成課程教科目と保育士試験科目

【保育士養成課程教科目】					【保育士試験科目】	
	系列	教科目	設置単位数	履修単位数		
教養科目		外国語(演習)	2以上			
		体育(講義)	1	1		
		体育(実技)	1	1		
		その他	6以上			
	教養科目 計		10以上	8以上		
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	2	保育原理	
		教育原理(講義)	2	2	教育原理	
		児童家庭福祉(講義)	2	2	児童家庭福祉	
		社会福祉(講義)	2	2	社会福祉	
		相談援助(演習)	1	1		
		社会的養護(講義)	2	2	社会的養護	
		保育者論(講義)※H22新設	2	2		
		計13	計13			
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ(講義)	2	2	保育の心理学	
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	1		
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4	4	子どもの保健	
		子どもの保健Ⅱ(演習)	1	1		
		子どもの食と栄養(演習)	2	2	子どもの食と栄養	
		家庭支援論(講義)	2	2		
		計12	計12			
	③保育の内容・方法に関する科目	保育課程論(講義)※H22新設	2	2		
		保育内容総論(演習)	1	1	保育実習理論	
		保育内容演習(演習)	5	5		
		乳児保育(演習)	2	2		
		障害児保育(演習)	2	2		
		社会的養護内容(演習)	1	1		
		保育相談支援(演習)	1	1		
		計14	計14			
	④保育の表現技術	保育の表現技術(演習)	4	4	保育実習実技	
	⑤保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	4	4		
		保育実習指導Ⅰ(演習)	2	2		
	総合演習	保育実践演習(演習)	2	2		
	必修科目 計		51	51		
選択必修科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		15以上	6以上		
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	2		
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(実習)		1	1		
	選択必修科目 計		18以上	9以上		
	合計		79以上	68以上		

指定保育士養成施設種別ごとの 保育士となる資格取得者の就職状況

(平成26年度末)

区分	施設数 か所	総 数 人	総 数															
			保 育 所		児童福祉施設		児 童 事 業		知 障 者 施 設		身 障 者 施 設		老 人 施 設		幼 稚 園		そ の 他	
			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
大 学	250	11,452	5,003	43.7%	491	4.3%	191	1.7%	217	1.9%	44	0.4%	104	0.9%	2,585	22.6%	2,817	24.6%
短期大学	241	25,364	13,943	55.0%	777	3.1%	588	2.3%	704	2.8%	124	0.5%	171	0.7%	5,597	22.1%	3,460	13.6%
専修学校	127	4,948	2,693	54.4%	285	5.8%	165	3.3%	214	4.3%	82	1.7%	86	1.7%	680	13.7%	743	15.0%
その他の施設	4	87	53	60.9%	5	5.7%	5	5.7%	3	3.4%	0	0.0%	0	0.0%	7	8.0%	14	16.1%
計	622	41,851	21,692	51.8%	1,558	3.7%	949	2.3%	1,138	2.7%	250	0.6%	361	0.9%	8,869	21.2%	7,034	16.8%

- (注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。
2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。
3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設（へき地保育所等）における事業をいう。
4. 養成施設数・・・平成26年4月1日現在

保育士試験の概要

1 受験資格

- 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者
- 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事した者
- 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
- 上記に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認めた者

2 試験科目(現行)

[筆記試験]

○保育原理 ○教育原理及び社会的養護 ○児童家庭福祉 ○社会福祉 ○保育の心理学 ○子どもの保健 ○子どもの食と栄養○保育実習理論

[実技試験]

○保育実習実技(・音楽表現に関する技術 ・造形表現に関する技術 ・言語表現に関する技術)

※3科目のうち、2科目を選択

3 試験科目の免除

- (1)前年、前々年の一部科目合格者:[免除科目] 前年、前々年に合格した科目
- (2)保育士試験免除指定科目専修者:[免除科目] 免除指定された科目
- (3)幼稚園教諭免許所有者:[免除科目] ①「教育原理」・「保育の心理学」・実技試験
- ②指定保育士養成施設において履修した科目(平成22年試験から実施)
 - (①以外の試験科目に対応する教科目を、指定保育士養成施設の科目履修等により修得した者)
- ③指定保育士養成施設において履修した科目(平成26年試験から実施)
 - (実務経験があつて特例教科目を、指定保育士養成施設の特例教科目を修得した者)

保育士試験の受験者・合格者の推移(過去10年間)

試験年	受験申請者数		筆記試験					実技試験			筆記・実技試験				全科目免除による合格者数	筆記・実技試験、全科目免除(※)			
			受験者数	合格者数		合格率		受験者数	合格者数	合格率	合格者数		合格率			合格者数	全科目免除を含めた全体の合格率		
	うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者		うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者				うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者	うち幼稚園教諭免許所有者					
平成17年	37,288	8,273	37,100	7,131	1,565	19.2%	18.9%	5,010	4,019	80.2%	6,291	1,604	16.9%	19.4%	—	—	—	—	—
平成18年	39,192	9,000	38,739	6,728	1,994	17.4%	22.2%	4,733	3,699	78.2%	5,693	1,994	14.5%	22.2%	—	—	—	—	—
平成19年	38,032	8,672	37,683	9,730	2,288	25.8%	26.4%	7,442	5,462	73.4%	7,750	2,288	20.4%	26.4%	—	—	—	—	—
平成20年	37,744	8,838	36,920	4,872	985	13.2%	11.1%	3,887	3,004	77.3%	3,989	985	10.6%	11.1%	—	—	—	—	—
平成21年	41,163	9,977	40,865	5,973	1,740	14.6%	17.4%	4,233	3,464	81.8%	5,204	1,740	12.6%	17.4%	—	—	—	—	—
平成22年	46,820	10,658	46,548	5,986	1,641	12.9%	15.4%	4,345	3,683	84.8%	5,324	1,641	11.4%	15.4%	—	—	—	—	—
平成23年	49,307	10,742	48,794	7,884	1,802	16.2%	16.8%	6,083	5,155	84.7%	6,957	1,802	14.1%	16.8%	—	—	—	—	—
平成24年	52,257	11,313	51,353	10,792	3,119	21.0%	27.6%	7,673	6,607	86.1%	9,726	3,119	18.6%	27.6%	—	—	—	—	—
平成25年	51,055	10,636	49,966	9,656	2,618	19.3%	24.6%	7,038	6,287	89.3%	8,905	2,618	17.4%	24.6%	—	—	—	—	—
平成26年	51,257	8,463	51,052	10,869	2,258	21.3%	26.7%	8,611	7,636	88.7%	9,894	2,258	19.3%	26.7%	3,880	13,774	6,138	25.0%	49.7%

〔注〕 1. 筆記試験の受験者数・・・試験当日の出欠にかかわらず、受験申請をした人数。ただし、筆記試験の全科目免除者は含まない。

2. 実技試験の受験者数・・・試験当日の出欠にかかわらず、受験申請をした人数。ただし、実技試験の受験免除者は含まない。

3. 筆記・実技試験の合格率・・・合格者数/受験申請者数。

4. 全科目免除による合格者数・・・児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく試験免除者数

※ 平成25年8月から幼稚園教諭免許状所持者の保育士資格取得特例制度が創設されたことに伴い、平成26年試験から別途集計を実施。

〔出典〕 雇用均等・児童家庭局保育課調べ

平成28年度における保育士試験の年2回実施について

○概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

○実施時期

- ・ 通常試験（1回目）
筆記試験：平成28年4月23日（土）・24日（日）
実技試験：平成28年7月3日（日）
- ・ 地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）
筆記試験：平成28年10月22日（土）・23日（日）
実技試験：平成28年12月11日（日）

○実施自治体（2回目試験）

- ・ 地域限定保育士試験
大阪府、仙台市
- ・ 通常試験
45都道府県

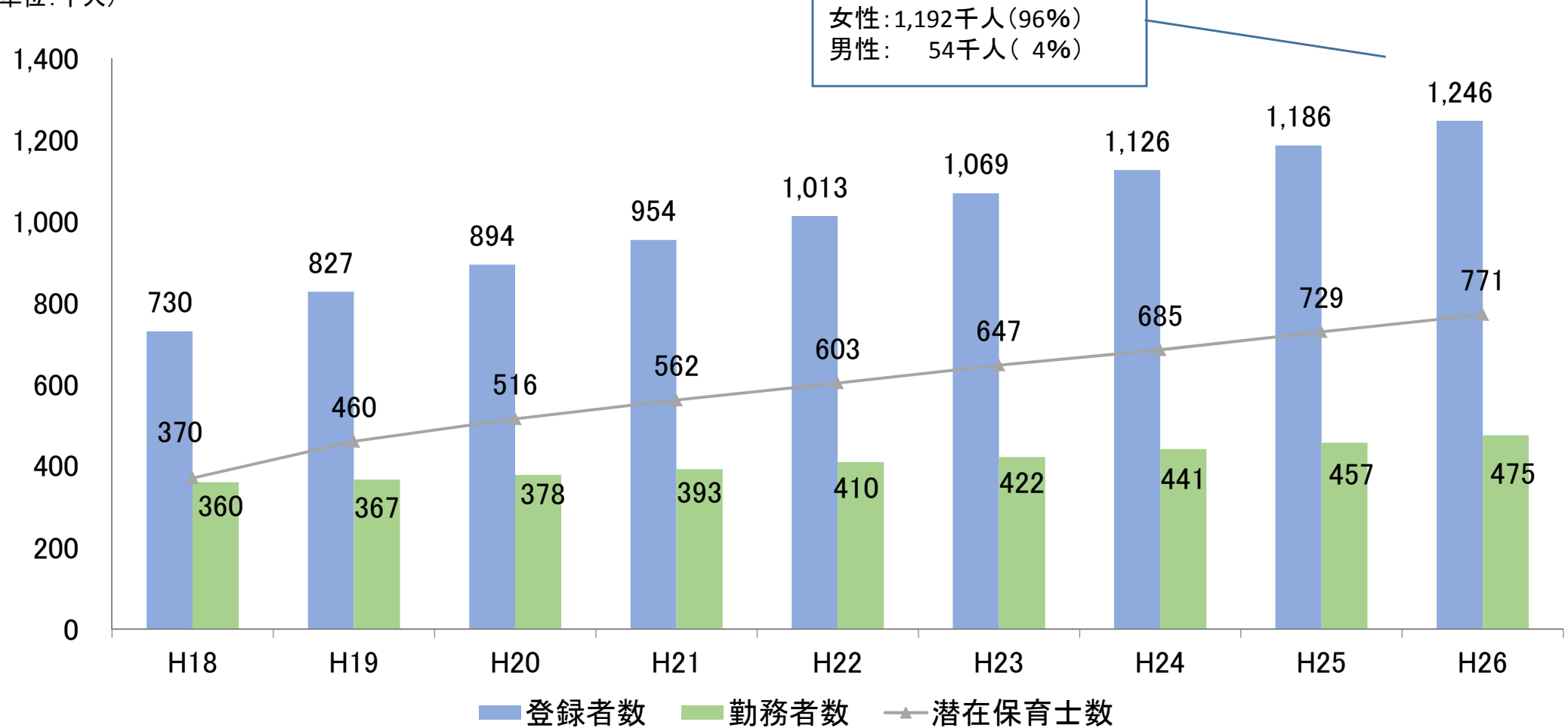
○受験手数料

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

登録された保育士と勤務者数の推移

保育士登録者数は約125万人、勤務者数は約48万人であり、潜在保育士（保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で勤務していない者）は80万人弱

（単位：千人）



出典：登録者数：厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ（各年4月1日）

勤務者数：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（各年10月1日）

※ 勤務者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も勤務時間にかかわらず1名として計上している。

※ 平成21年以降は調査対象施設のうち回収できた施設の割合から、回収率100%に割り戻して推計。

（回収率 H21:97.3% H22:94.1% H23:93.9% H24:95.4% H25:93.5% H26:93.5%）

（注）H23の勤務者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施である影響で少ない数となっているため、潜在保育士の数は65万人よりは少なくなることに留意。

公定価格の骨格(全体イメージ)

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定。(これを基に5月頃に仮単価として提示)
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の改善項目を基に作成。質の改善項目等に必要な1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の改善項目についても更なる充実が図られていくことになる。

基本額(1人当たりの単価)

- 共通要素①：地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- 共通要素②：人件費、事業費、管理費

各種加算等

- 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

<教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

<保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

※研修代替要員費を追加

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

現行水準ベース

基本額

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - ・保育士
 - ・調理員
 - ・非常勤職員(嘱託医、嘱託歯科医等)雇上費
- 管理費
 - ・事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - ・給食材料費、保育材料費等

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - ・保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - ・研修機会確保のための代替要員費を追加

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - ・所長設置加算
 - ・事務職員雇上費加算
 - ・主任保育士専任加算
 - ・夜間保育加算
 - ・処遇改善等加算
 - ・入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - ・施設機能強化推進費
 - ＜保育所等の所在地域に応じて加算＞
 - ・冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - ・3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - ・処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - ・担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - ・療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - ・子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合

等

保育の質の向上のための研修事業実施要綱

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法に基づき、質の高い保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供することとしているが、その提供にあたっては、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うことが重要である。このため、下記のとおり、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施。

1. 趣旨・目的

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、保育の質の向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2. 実施主体

実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。都道府県又は市町村は、本事業を適切に実施できると認める社会福祉協議会、民間団体等（以下「委託事業者」という。）に委託できるものとする。

3. 事業の内容

保育の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施する。また、保育所の職員等を対象とする研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加するために必要な費用の一部を補助する。

4. 実施要件等

（1）対象者

本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設等（以下「保育所等」という。）に勤務する保育士又は保育教諭
- ② 保育所等に勤務する保育士以外（看護師、調理員、事務職員等）の職員
- ③ 保育所等に就労していない保育士資格を有する者

（2）実施内容

- ① 都道府県が実施又は対象とする研修
 - ・ 乳児保育、障害、虐待などの専門性をもった保育士に係る研修
 - ・ 指導者育成のための研修
 - ・ 都道府県が適当と認める団体が実施する研修 等
- ② 市町村が実施又は対象とする研修
 - ・ 保育所が独自に外部の研修に参加する形で実施される研修
 - ・ 保育士初任者や中堅保育士が参加して、保育の基礎知識などを受講するフォローアップ研修
 - ・ 市町村が 適当と認める団体が実施する研修 等

「子育て支援員」研修について

趣 旨

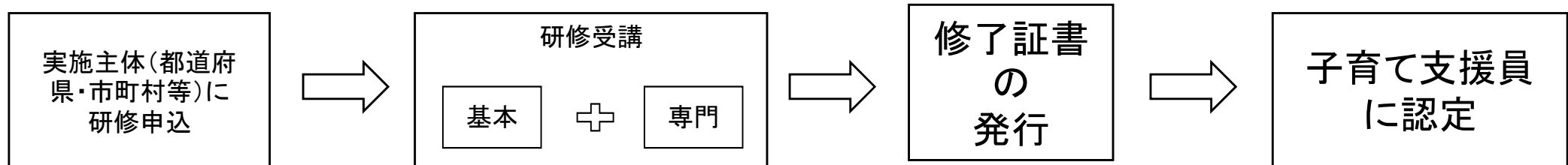
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

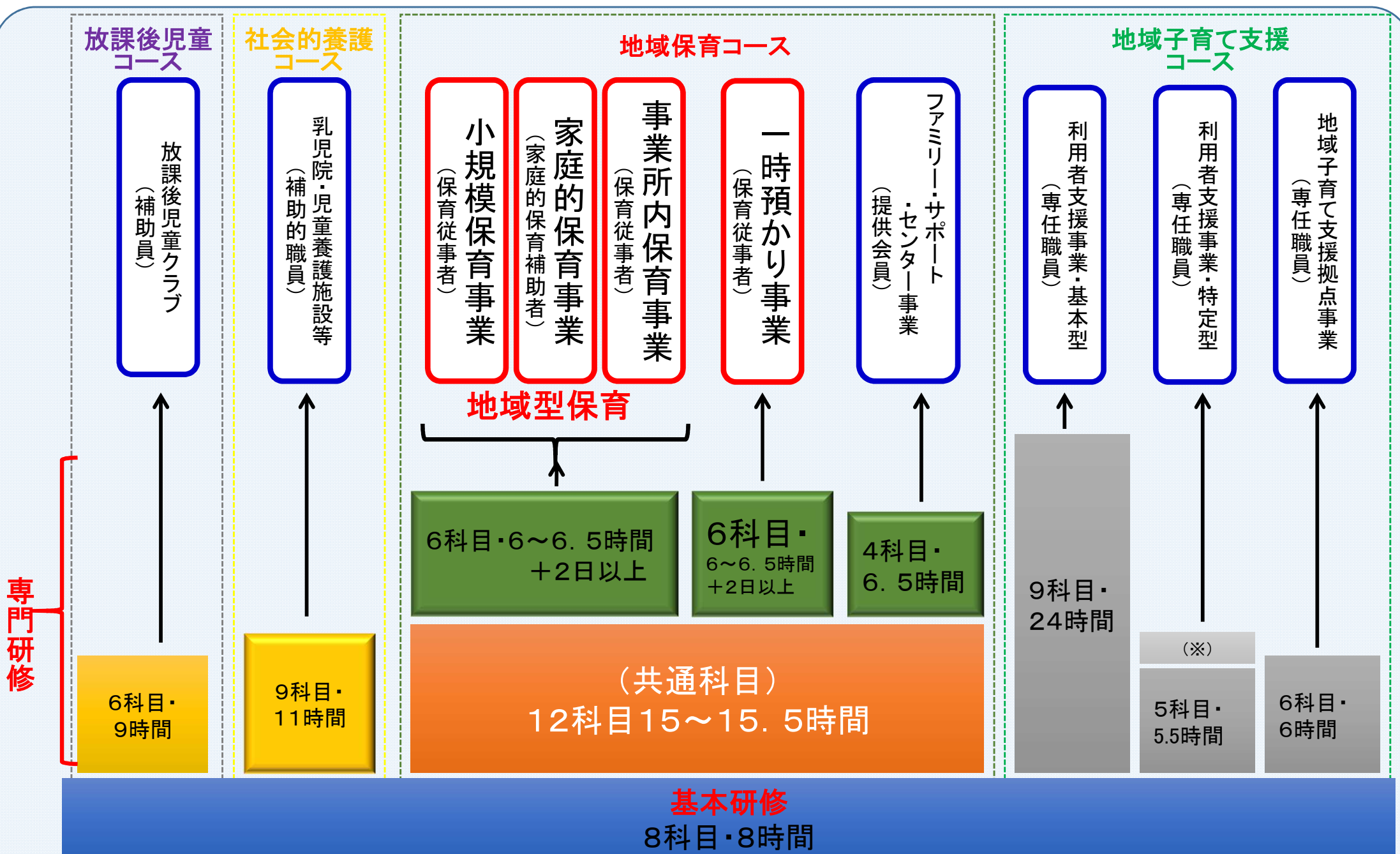
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。